

随意契約理由書		
工事名及び 工事番号	高知県立県民文化ホールオレンジホールプロジェクターシステム 設置工事 営文国第6-2号	
工事場所	高知県立県民文化ホール 高知県高知市本町4-3-30	
工事概要	高知県立県民文化ホールオレンジホールプロジェクターシステムの更新	
請負対象金額	15,679,400円(税込)	
契約年月日	契約金額	円(税込)
契約の相手方 の商号・住所	ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所 所長 岸本 一史 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目7番18号	
随意契約と する理由	<p>本業務では、高知県立県民文化ホールオレンジホールのプロジェクターを更新する。</p> <p>更新にあたり、映像及び音響を確実にリンクさせることが必須であり、配線作業では既存ケーブルと新規ケーブルを併用して行うため、既存装置について熟知している必要がある。さらに、保守点検と並行して実施するため短期間の工期で安全かつ効率的に作業しなければならない。</p> <p>本業務において、確実な作業と装置を含めた全体の調整及び責任が十分に果たせる者は、安全性、メンテナンス性、使い勝手、設置環境などに考慮して既存装置の設計・製作・施工・保守点検を行っているヤマハサウンドシステム株式会社以外にはいないため当社と単独随意契約を行う。</p> <p>(契約事務の適正化要綱第2の1の(2)のサに該当)</p>	
根拠規定	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号	

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。